

令和7年11月26日会議提出議案一覧

- 議案第40号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第41号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第42号 令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について
- 議案第49号 鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第50号 鳥羽市印鑑条例の一部改正について
- 議案第51号 鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 議案第52号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第53号 鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 鳥羽市消防団条例の一部改正について
- 議案第55号 鳥羽市火災予防条例の一部改正について
- 議案第56号 鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について

令和7年1月26日会議提出議案概要

- 議案第40号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）
議案第41号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）
議案第42号 令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第43号 令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第44号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
議案第45号 令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第47号 令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）
(別紙の補正予算の概要を参照)

議案第48号 鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について

(観光商工課)

将来にわたる観光まちづくり施策の推進に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を設置する。

<内容>

観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくり施策の推進を図るため、規定を整備する。

基金充当対象事業

- ・宿泊客の満足度向上に資する施策の推進
- ・観光客の受入体制の強化（観光基盤の整備を含む。）
- ・景観や地域資源等の保全・活用
- ・観光関連団体の組織強化
- ・宿泊税の周知及び賦課徴収に要する費用

◆施行期日 令和8年4月1日

議案第49号 鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(健康福祉課)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定める。

<内容>

生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」を

創設する。

◆施行期日 令和8年4月1日

議案第50号 鳥羽市印鑑条例の一部改正について
(市民課)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

＜内容＞

上記法律の一部改正に伴い、引用する号が繰り下がったことから、整理を行うほか、文言を改める。

◆施行期日 公布の日

議案第51号 鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
(総務課)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員等に係る旅費の規定を見直したく、所要の改正を行う。

＜主な内容＞

○宿泊料から宿泊費へ改正 (1夜につき)

改正前 定額1万2千円 → 改正後 上限1万9千円 (実費支給)

○日当から宿泊手当へ改正

改正前 2千円 (1日につき) → 改正後 2千4百円 (1夜につき)

※宿泊費に朝食、夕食に係る費用が含まれる場合は3分の1ずつ減額

○包括宿泊費の新設

いわゆるパック旅行 (交通費や宿泊費などが一体となったもの) で旅行する場合に支給できるよう対応。

そのほか、下記の条例においても、合わせて整理を行う。

- ・鳥羽市証人等の実費弁償に関する条例
- ・鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例
- ・鳥羽市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・鳥羽市消防団条例

◆施行期日 令和8年4月1日

議案第52号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
(健康福祉課)

児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府

令の整備等に関する内閣府令の施行等により、所要の改正を行う。

＜内容＞

○保育所等の各施設等に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士を保育士とみなす。

○心身に有害な影響を与えるため子どもに対して職員が行ってはならない行為の追加。

○乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断に相当すると認められるときは、全部又は一部を行わないことができる。

◆施行期日 公布の日

議案第53号 鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(健康福祉課)

加茂地区における放課後児童クラブの新設に伴い、所要の改正を行う。

＜内容＞

新設する放課後児童クラブの名称・位置及び定員を加えるほか、引用する条項の整理等を行う。

◆施行期日 令和8年4月1日

議案第54号 鳥羽市消防団条例の一部改正について
(消防本部)

消防団員の定数を実情に合わせた組織体制に再編成するため、所要の改正を行う。

＜内容＞

○消防団員の定数

改正前 490人 → 改正後 450人

◆施行期日 令和8年4月1日

議案第55号 鳥羽市火災予防条例の一部改正について
(消防本部)

林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行う。

＜内容＞

○火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

○林野火災の予防

○火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火を追加

◆施行期日 令和8年1月1日

議案第56号 鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について

(環境課)

地方自治法第291条の3第3項の規定により、鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

<内容>

○鳥羽志勢広域連合の事務所の位置

志摩市磯部町迫間22番地から志摩市磯部町山田800番地に変更